

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループでは、業績目標の達成と強固な企業体質による企業価値の継続的発展を目指し、経営の意思決定と執行における透明性の確保、コンプライアンスの徹底に向けた監視、監督機能の強化等を図るため、株主重視の公正な経営体制、経営システムを整備し、必要な施策を実施していくことを、コーポレートガバナンスの基本的な方針としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
トウショウ産業株式会社	1,300,000	15.08
藤田 公康	744,750	8.63
ビーアールグループ社員持株会	463,706	5.37
株式会社ビーアールホールディングス	403,316	4.67
極東工業広島支部取引先持株会	270,000	3.13
広成建設株式会社	247,000	2.86
極東工業大阪支部取引先持株会	225,000	2.61
ビーアールグループ役員持株会	221,580	2.57
株式会社三菱東京UFJ銀行	200,000	2.32
藤田 衛成	186,000	2.15

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明 更新

上記(2)大株主の状況は、平成23年3月31日現在です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新 東京 第二部

決算期 更新 3月

業種 更新 建設業

直前事業年度末における(連結)従業員数 更新 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 更新 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 更新 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社は、親会社および上場子会社を有していません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 <small>更新</small>	6名
定款上の取締役の任期 <small>更新</small>	2年
取締役会の議長 <small>更新</small>	社長
取締役の人数 <small>更新</small>	4名
社外取締役の選任状況 <small>更新</small>	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 <small>更新</small>	設置している
定款上の監査役の員数 <small>更新</small>	5名
監査役の人数 <small>更新</small>	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、監査計画および監査の実施について、期首および決算時等に緊密な連携をとっており、実効性の高い監査を実施しております。

社外監査役の選任状況 <small>更新</small>	選任している
社外監査役の人数 <small>更新</small>	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 <small>更新</small>	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
青砥 悟	公認会計士								○	○
小田 清和	弁護士				○				○	○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
青砥 悟		—	公認会計士として、長年の実績と識見があり、財務および会計での監査およびアドバイスを受

			けるために選任。 弁護士としての専門的見地から、主に法務面での監査およびアドバイスを受けるために選任。
小田 清和	○	独立役員に指定	【独立役員の指定理由】 小田清和氏は、当社と一切の利害関係はなく、また、法律の専門家としての幅広い実績と識見を持つ弁護士であり、当社の経営の意思決定、執行を中立的な立場で監督できる事を勘案した結果、一般株主と利益相反の生じるおそれがない者と判断し、当社の独立役員として指定するものです。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	1名
--	----

その他独立役員に関する事項	
---------------	--

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	ストックオプション制度の導入、その他
--	--------------------

該当項目に関する補足説明 更新	
---	--

当社は、役員報酬の一部として株価に連動した月額変動報酬制度を実施しております。またストックオプション制度も導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、執行役、従業員、子会社の取締役、子会社の執行役、子会社の監査役、子会社の従業員
-----------------	---

該当項目に関する補足説明 更新	
---	--

株主と利害を共有することにより、株主の利益を高める経営を推進させるとともに、勤労意欲を高める観点から、グループ各社の役員、社員、従業員を対象としたストックオプション制度の導入を行っております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない
--	---------------

該当項目に関する補足説明 更新	
---	--

全取締役の総額を開示

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
---	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
------------------------	--

30百万円

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外監査役は、毎月開催される取締役会及び経営会議等、重要な会議に出席することとなっておりますが、会議の資料は担当部署より事前配布され内容説明されております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 会社の機関の内容
当社は監査役設置会社であり、取締役会については取締役4名で経営しております。また、監査役会については監査役3名(うち社外監査役2名)で構成しており、取締役会および経営会議にはすべて出席し、取締役等の職務執行を十分に監視できる体制となっております。
2. 内部監査および監査役監査、会計監査の状況
内部監査については、内部監査室を独立した部署として設置しており人員は1名となっております。監査役会との連携を図り、業務監査、会計監査および社長特命による調査の実施を行なっております。
監査役監査については、取締役会の職務執行を十分に監視できる体制となっており、常勤監査役が中心となって取締役会、経営会議にはすべて出席するほか、各種会議にも積極的に参加しております。また、監査役監査と内部監査および会計監査の連携については、定期的連絡会を開催して、それぞれの監査計画および監査結果の報告を行なうほか、必要に応じて随時連絡会を開催し、監査機能の強化および情報の交換を図っております。
会計監査においては、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、公正不偏な立場による監査が実施されています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役設置会社として、毎月開催する取締役会および経営会議において取締役会規程または経営会議規程に定められた付議項目について意志決定と業務執行を行ない、社外監査役を含めた監査役会、内部監査室、会計監査人における適正な監視を可能とすることで、透明かつ連携のとれた体制を構築することを考えております。そのため、現状のガバナンス体制を採用し、今後もコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
その他	株主総会資料のビジュアル化(資料をスライドにより説明)

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	http://www.brhd.co.jp 決算短信(年4回)、事業報告書(年2回)、有価証券報告書、四半期報告書を掲載	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR管理部(IR情報管理責任者)	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動基準を作成し、その中でステークホルダーの尊重を掲げております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSRを主体とした会社案内を作成し、配布およびHP上にて掲示しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは、効率的で透明性の高い経営管理体制を確立することを内部統制システムの基本とし、会社および傘下の子会社からなるBr.HDグループの業務の適性を確保する体制について、下記の通り決議しております。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社のコンプライアンス体制は、企業倫理の確立と遵守に関する社会的要請に対応し、株主をはじめとするステークホルダーとの信頼関係をさらに拡大していくために、今後の企業活動にとって必要不可欠なものであると経営トップ自らの強い認識と判断により、Br.HD行動基準を定める。また、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、全体を統括する組織として、社長を委員長とする「倫理委員会」を設置する。さらに、コンプライアンス体制の維持・向上を図るため下記の事項を推進するものとする。
(イ)コンプライアンス体制の整備
(ロ)内部監査部門として執行部門から独立した監査部署を置き、コンプライアンスの統括部署を管理本部に置く。
(ハ)取締役は、コンプライアンス案件を発見したときには、速やかに監査役に報告し、経営会議にも報告する。
(ニ)コンプライアンス案件に対する社内通報システムを整備し、規程に基づき適切に運用する。
(ホ)監査役は、コンプライアンス体制や運用に問題があれば意見をのべ改善を求める。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、文書規程に基づき、その保存媒体に応じて、定められた期間、検索性の高い状態で閲覧可能な状態を維持する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、当社の業務執行に係るリスクを認識し、その把握・管理についての責任者を定め、速やかに対応するものとする。不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えるものとする。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を毎月1回定期的に開催し、経営に関する重要事項の審議、議決および取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、取締役会の意志決定の迅速化および業務執行の監督機能強化を高めるため、月1回経営会議を開催する。
5. 当社の企業集団における業務の適性を確保するための体制
(イ)当社は、企業集団における業務の適性を確保するため、グループ行動基準と関係会社規程を定め、これに沿って各社で諸規程を定め管理を行い、必要に応じてモニタリングも行う。
(ロ)子会社が、当社からの指導内容に法令違反等コンプライアンス上の問題があることを認めたときは、コンプライアンス統括部門または監査室に報告する。この件は、直ちに監査役に通報し、監査役は意見を述べて改善策の策定を求めることができる。
6. 監査役を補助すべき使用人の体制と当該使用人の取締役からの独立の確保
(イ)当社は、現在監査役を補助する使用人は置いていないが、監査役会から求められた場合は、監査役会と協議のうえ合理的な範囲で配置する。
(ロ)監査役を補助する使用人の規程を設け、任免・評価・賃金等は監査役の同意がなければならないとし、取締役からの独自性を確保する。
(ハ)監査役を補助する使用人は、業務の執行に係わる役職を兼務しないこととする。
7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制と監査役監査が実効的に行われることを確保する体制
(イ)取締役および使用人が、監査役に報告すべき事項と時期を規程に定め実行する。監査役は、何時でも必要に応じて取締役会および使用人に対して、報告を求めることができる。
(ロ)社内通報に関する規程を定め、適切に運用することにより、監査役への適切な報告体制を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

- (イ)暴力団・総会屋等の反社会的活動、不当な要求等を請求する人物および団体等に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。
- (ロ)万一、反社会的勢力が攻撃してきた場合には、これに屈せず断固として拒否し、的確に対応する。
- (ハ)反社会的勢力との関係を遮断するため、管理本部IR管理部を統括対応部署として、組織的に対応する。また、必要に応じて所轄警察署と連携を図り、不測に事態に備える。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 [更新](#) なし

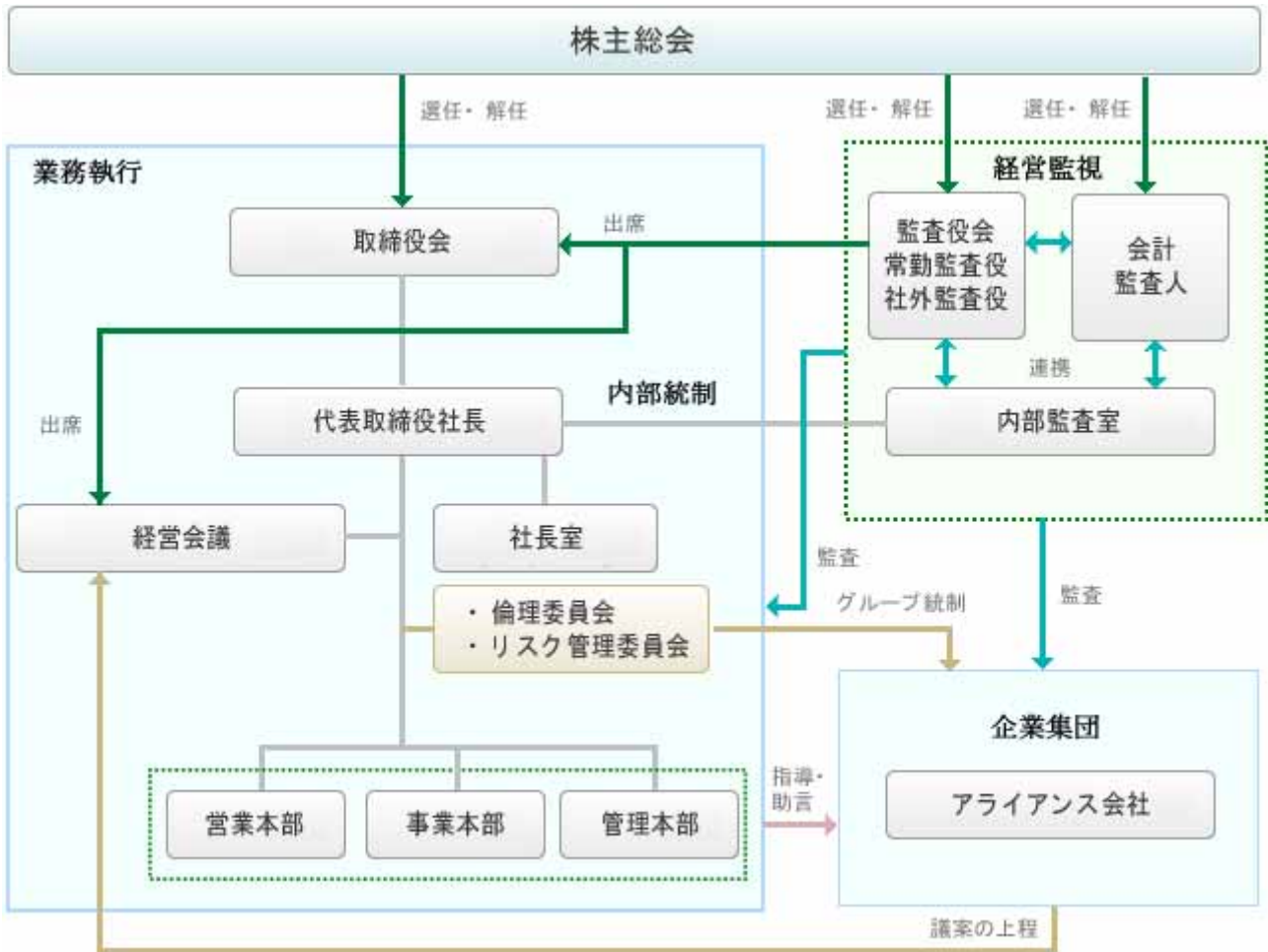
該当項目に関する補足説明 [更新](#)

買収防衛策に係る特別な施策は、導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 [更新](#)

- (1) 模式図 「コーポレート・ガバナンス体制」を添付しています。
- (2) 適時開示体制の概要 「適時開示体制の概要」を添付しています。

コーポレート・ガバナンス体制



適時開示体制の概要

【会社情報の適時開示に係る当社の基本姿勢】

当社は、経営の適法性および透明性の向上が会社の社会的責任であり、株主等のステークホルダーが適切に権利行使出来る環境であることが極めて重要であるとの認識から、コーポレート・ガバナンスの一環として会社情報の管理と運用の充実に努めております。

会社情報は、当社および傘下の各事業会社の管理部門との相互連絡を通じて、事業に対するリスクを迅速に把握し、当社取締役会にて投資判断に重要な影響を及ぼす恐れがあると判断した場合には、的確な情報開示を速やかに行なうことを基本とします。

【適時開示における社内体制】

当社は、証券取引法等の関係法令および株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」が定める情報等を適時適切に開示するため、社内規程「内部者取引に関する規程」に会社情報の管理と運用等を定め、適時開示を下記のとおり実施しております。

①情報管理の担当

会社情報の情報管理責任者はIR管理部長、適時開示責任者は経理部長とします。

②情報収集

当社は、各子会社を統括する持株会社として、各子会社からの会社情報の集約に努め、会社の業務等に関して重要な影響あるいは重要な影響を及ぼす可能性がある事実等が発生した場合には、情報管理責任者に連絡します。

③適時開示の判断

集約した会社情報は、IR管理部及び経理部において、適時開示が必要な情報であるか否かを東京証券取引所の定める有価証券上場規則の適時開示事項と対照し確認を行ないます。

④適時開示の手続

情報管理責任者及び適時開示責任者が適時開示の必要性を確認した場合には、代表取締役社長に報告し、取締役会の承認後、遅滞なく適時開示を行ないます。

⑤会社内部の情報管理体制

当社グループでは、会社内部の情報の把握・管理・公表の手順を定め、重要事実に関する情報の厳重管理や役職員の株券等の売買に制限を設け、インサイダー取引等の発生防止に努めます。

【参考 適時開示に係る社内体制の概略図】

